

三宅町自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の除外申請に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき提出する自衛官及び自衛官候補生（以下「自衛官等」という。）の募集事務に係る募集対象者情報からの除外申請（以下「除外申請」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において募集対象者情報とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する住民の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報をいう。

(除外申請の対象者)

第3条 除外申請の対象となる者は、三宅町（以下「本町」という。）の住民基本台帳に記録されている者であって、満14歳に達する日以後の最初の4月2日から満21歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にあるものとする。

(除外登録の申請等)

第4条 除外申請を行う者（以下「申請者」という。）は、窓口、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により除外申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 申請者は、本人による申請であることを証するため、次の各号に掲げるいずれかの本人確認書類の原本を提示しなければならない。ただし、郵便等により申請をする場合は、当該本人確認書類の写しを提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 各種健康保険の被保険者証
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書
- (6) その他町長が適当と認めるもの

3 第1項の申請を代理人により行うときは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 法定代理人 除外申請の対象者の前項に掲げる本人確認書類又はその写し及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（当該法定代理人が除外申請の対象者と同一世帯でない場合に限る。）
- (2) 法定代理人以外の代理人 除外申請の対象者の前項に掲げる本人確認書類又はその写し及び委任の旨を証する書面

(除外の登録等)

第5条 町長は、除外申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該除外申請のあった対象者（以下「除外対象者」という。）を三宅町自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の除外申請に関する除外申請登録者名簿（様式第2号。以下「除外申請登録者名簿」という。）に登録し、募集対象者情報から除外するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録をしたときは、当該除外対象者（申請者が法定代理人である場合は、当該法定代理人）に対し、除外登録決定通知書（様式第3号）を送付するものとする。

(除外登録の削除)

第6条 町長は、次に掲げる事由があった場合、除外対象者を除外申請登録者名簿から削除するものとする。

- (1) 第3条に規定する除外申請の対象者でなくなったとき。
- (2) 除外対象者が本町から転出したとき。転入確定通知がない場合にあっては、転出届の転出異動日をもって転出したものとみなすものとする。
- (3) 除外対象者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- (4) 除外対象者の住所が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (5) その他町長が特に除外対象者を除外申請登録者名簿から削除する必要があると認めるとき。

(除外登録の再申請)

第7条 前条第2号から第5号までの規定により除外申請登録者名簿から削除された者が、再度、募集対象者情報からの除外を希望するときは、第4条に規定する除外登録の申請を行わなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、除外申請に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

除 外 申 請 書

年 月 日

（あて先）三宅町長

三宅町自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の除外申請に関する要綱第5条の規定に基づき、募集対象者情報から除外を申請します。

申 請 者	住 所	〒 ー
	氏 名	
	連 絡 先	
申請者の区分	1 下記の対象者本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人	

対 象 者	住 所	奈良県磯城郡三宅町
	氏 名	フリガナ -----
	生年月日	年 月 日

- 注1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。
- 注2 申請者の区分に応じて次の書類を提示又は提出してください。
 ・対象者本人の場合 本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等）。
 ・法定代理人の場合 法定代理人の本人確認書類、対象者の本人確認書類の写し、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（当該法定代理人が対象者と同一世帯の場合は、不要です）。
 ・法定代理人以外の代理人の場合 法定代理人の本人確認書類、委任の旨を証明する書類（代理権授与通知書等）、対象者の本人確認書類の写し。
 ・郵便等により申請する場合の本人確認書類は、その写しを提出してください。
- 注3 当該除外申請を除外申請対象者名簿に登録したときは、上記の対象者（申請者が法定代理人である場合は、当該法定代理人）に通知します。
- 注4 除外申請の受付は随時受付します。ただし、募集対象者情報の提供に係る事務処理の関係上、当該年度における募集対象者情報の提供の対象からの除外は、毎年11月末日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日直前の休日等でない日）までに申請書が提出された者のうち、第5条の規定により三宅町自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の除外申請に関する除外申請登録者名簿（様式第2号）に登録されている者としてします。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	名簿登録	本人等の確認書類等		
		対象者本人	法定代理人又は代理人	
	<input type="checkbox"/> 住基確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 住基確認 <input type="checkbox"/> 代理権授与通知書等 <input type="checkbox"/> その他（ ）

住 所
氏 名 様

三宅町長



除 外 登 録 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった除外申請について、三宅町自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の除外申請に関する要綱第5条の規定に基づき、募集対象者情報の提供から除外することが決定しましたので通知します。

なお、下記に掲げる除外登録削除事由に該当された場合は、除外対象者を除外申請登録者名簿から削除することとします。

(除外登録決定対象者)

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	

(除外登録削除事由)

- (1) 第3条に規定する除外申請の対象者でなくなったとき。
- (2) 除外対象者が本町から転出したとき。転入確定通知がない場合にあつては、転出届の転出異動日をもって転出したものとみなします。
- (3) 除外対象者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- (4) 除外対象者の住所が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権削除されたとき。
- (5) その他町長が特に除外対象者を除外申請登録者名簿から削除する必要があると認めたとき。

代理権授与通知書(委任状)

年 月 日

(あて先) 三宅町長

委 任 者	住 所	奈良県磯城郡三宅町
	氏 名	フリガナ ----- 印
	生年月日	年 月 日
	連 絡 先	

私は、下記の者を代理人と定め、貴町との間における「三宅町自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の除外申請」に関する権限を委任します

代 理 人	住 所	〒 -
	氏 名	印
	連 絡 先	

※この書面は必ず委任者がすべてを記入すること。

※代理人の方の本人確認書類等をご持参ください。